

桑原ゼミ 2B チーム：小規模株式会社の諸問題

発表者：2220931 徳山虎宇平

2221084 西田喬都

2221212 菱田和真

2221351 水野真嘉

3220316 高橋朋也

3220625 宮崎颯人

1. 譲渡制限に違反した株式譲渡の効力

本来ならば、会社法 127 条で、「株主は、その有する株式を【自由に】譲渡することができる。」とある。

それに対して、会社法 136 条・137 条の譲渡制限株式については、会社法 139 条で、株主総会や取締役会といった株式会社の会議体の承認決議が必要。しかしながら、承認を取らずに、譲渡する人もいる。この場合の法律問題を検討。

2. 全員出席総会

例えば、お通夜の後や結婚式の後などに、同族会社の株主総会を開催した場合には、法的にどうなるか。現在では、会社法 300 条で、「……株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。」とある。

この問題を、数多く区の視点から、検討する。

3. 法人格否認の法理

会社法 3 条で、「会社は、法人とする。」とある。

しかしながら、ある事例やある特定の人との関係においてのみ、会社が会社でなくなることがある。つまり、会社法人が会社法人でなくなることがある。

この点、複数の事例方式で、検討する。以上